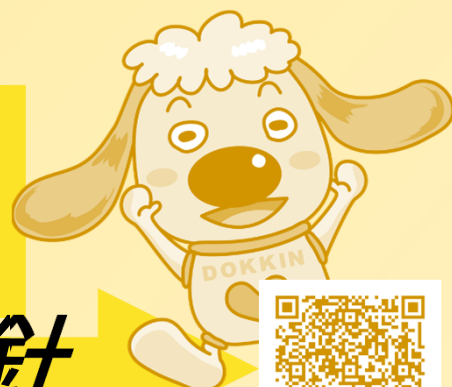


労務費の転嫁に係る価格交渉について、
発注者・受注者それぞれが採るべき／求められる行動を
12の行動指針として取りまとめたもの

労務費転嫁

指針



発注者として採るべき／求められる6の行動

- 01 本社(経営トップ)の関与
- 02 発注者側からの定期的な協議の実施
- 03 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 04 サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 05 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 06 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき／求められる4の行動

- 01 相談窓口の活用
- 02 根拠とする資料
- 03 値上げ要請のタイミング
- 04 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者双方が採るべき／求められる2の行動

- 01 定期的なコミュニケーション
- 02 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

12の行動指針に沿わない行為をすると、



独占禁止法や**下請法**上問題となるおそれ



労務費の転嫁に関する

情報提供フォーム(匿名可)を設置



(裏面へ続く)

R6
12.16

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する 特別調査の結果を公表！

明らかになった課題



労務費転嫁指針の認知度が

全国平均で約**50%**にとどまっていた

徳島県 40.8% 香川県 45.8%

愛媛県 48.3% 高知県 45.4%



労務費転嫁指針を知らなかった事業者

において、労務費の価格転嫁が**低調**

労務費転嫁指針を知っていた者の方が、知らなかった者より、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向**が確認されています。
まずは、労務費転嫁指針を知ることからはじめよう！



今後の取組

- ✓ 労務費転嫁指針等の普及啓発
- ✓ 事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施
- ✓ 優越的地位の濫用等に対する厳正な法執行
- ✓ 事業所管省庁との連携等による下請法執行強化

公正取引委員会事務総局四国支所

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL:087-811-1750